

平成29年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

ページ

議案第169号 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について	1
議案第170号 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について	
別添資料1 指定管理候補者の提案内容および審査の概要	

II 所管事項説明

1 校長および教員としての資質の向上に関する指標の策定について	7
別添資料2 校長および教員としての資質の向上に関する指標（中間案）	
2 県立高等学校の活性化について	11
3 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について	15
4 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科について	23
5 保護者の転住を伴わない県外生徒の県立高等学校への入学志願制度（案）について	25
6 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について	28
7 三重県いじめ防止条例（仮称）について	34
8 三重県部活動ガイドライン（中間案）について	44
別添資料3 三重県部活動ガイドライン（中間案）	
9 三重県総合教育会議の開催状況について	47
10 審議会等の審議状況について	49

平成29年12月12日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第169号

「三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について」

議案第170号

「三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について」

1 指定管理者の指定

教育委員会が所管している公の施設「三重県立鈴鹿青少年センター」、「三重県立熊野少年自然の家」について、平成30年4月1日から指定管理者に管理を行わせるため、三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和60年三重県条例第5号）第6条第2項、三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年三重県条例第60号）第6条第2項に基づき指定管理を指定しようとするものです。

2 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設の名称・設置場所	指定管理者候補者の名称・所在地等
三重県立鈴鹿青少年センター 鈴鹿市住吉町南谷口	公益財団法人 三重県体育協会 理事長 東地 隆司 鈴鹿市御薗町 1669番地
三重県立熊野少年自然の家 熊野市金山町 1577番地	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 奥田 博典 熊野市井戸町 653番地12

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

4 指定管理候補者の審査選定の経過

（1）指定管理者の応募状況

指定管理者の募集要項の配布を平成29年8月7日から行い、平成29年9月15日から同年9月22日まで申請書の受付を行った結果、次のとおり応募申請がありました。

① 三重県立鈴鹿青少年センター

・公益財団法人 三重県体育協会（鈴鹿市御薗町 1669番地）

② 三重県立熊野少年自然の家

・有限会社 熊野市観光公社（熊野市井戸町 653番地12）

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による三重県教育委員会指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、経費やサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

<選定委員会委員（敬称略）>

委員長	時安 和行	(至学館大学 学科長・教授)
委員長代理	山下 謙一郎	(公認会計士)
委 員	小川 国彦	(三重県小中学校長会副会長)
委 員	室谷 隆子	(三重県小中学校長会副会長)
委 員	服部 久司	(日本ボイスカウト三重連盟事務局長)
委 員	宮崎 由美子	(公募委員)

① 審査の経過

平成 29 年 6 月 30 日	第 1 回選定委員会開催（募集要項、選定方法審査基準、配点表の審議等）
平成 29 年 8 月 3 日	第 2 回選定委員会開催（募集要項、選定方法、審査基準、配点表の決定、現地視察）
平成 29 年 10 月 3 日	第 3 回選定委員会開催 (ヒアリング審査)
平成 29 年 10 月 17 日	第 4 回選定委員会開催 (最終審査)

② 提案内容および審査の概要

申請団体が提案した主な内容と、審査の基準や配点、県が求めた水準などについては、別添資料 1 「指定管理候補者の提案内容および審査の概要」のとおりです。

③ 審査結果（評価点数）

ア 三重県立鈴鹿青少年センター	
公益財団法人三重県体育協会	(評価点 2,237 点／3,000 点)
イ 三重県立熊野少年自然の家	
有限会社熊野市観光公社	(評価点 1,984 点／3,000 点)

(3) 指定管理候補者の選定および選定理由

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

① 三重県立鈴鹿青少年センター

ア 所在地	鈴鹿市御園町 1669 番地
イ 名 称	公益財団法人 三重県体育協会
ウ 代表者	理事長 東地 隆司

エ 選定した理由

施設の老朽化対策や閑散期対策などの課題をふまえ、その改善策や、企業、学校、自治会、N P O団体など近隣団体との一層の連携に向けた事業計画が提案されています。

主催事業についてはP D C Aサイクルで改善を行い質の向上を図る体制を整えるとともに、外国人と児童・生徒との交流を行う多文化共生事業や、地域の高齢者と子どもたちが世代を超えて交流する異世代交流事業などの新規事業の開発を行っています。

施設・設備管理については、定期点検により危険箇所の早期発見に努め、職員による館内の簡易補修の実施など施設全体の安全や効率を考えた提案内容になっており、また、柔軟な勤務体制の設定、省エネ対策などによるコスト削減の提案もなされています。

想定される危機への対応については、利用者の安全を第一に考え、災害対応、事故対応など詳細なマニュアルが作成されています。

県立青少年教育施設として、多くの団体と連携し体験活動の充実を図り、青少年の健全育成に対応した提案がなされていることや、施設運営に求められる人員配置、研修計画等による人材育成方針が示されていること、安全を考慮した施設運営が期待できることから、指定管理者にふさわしいと判断しました。

② 三重県立熊野少年自然の家

ア 所在地 熊野市井戸町 653 番地 12

イ 名 称 有限会社熊野市観光公社

ウ 代表者 代表取締役 奥田 博典

エ 選定した理由

青少年の健全育成に対応した創作活動等体験事業や、地域の豊かな自然を生かした運営など、企業、学校、自治体、N P O団体等の近隣団体と連携した事業計画が提案されています。

主催事業についてP D C Aサイクルで改善を行い、質の向上を図る体制を整えるとともに、災害時に役立つサバイバルクッキングキャンプや、簡単な日常英会話のみで自然体験講座を行うなどの新規事業の開発を行っています。

施設・設備管理については、定期点検により危険箇所の早期発見に努め、職員による館内の簡易補修の実施を行うなど施設全体の安全および効率を考えた取組や、省エネ対策などのコスト削減の取組も提案されています。

県立青少年教育施設として、多くの団体と連携し、自然を生かした多様な事業により体験活動の充実を図り、青少年の健全育成に対応した提案がなされていることや、施設運営に求められる人員配置、計画的な研修による人材育成方針が示されていること、安全を考慮した運営が期待できることから、指定管理者にふさわしいと判断しました。

5 期待される効果

(1) 三重県立鈴鹿青少年センター

① 県民サービスの向上

- ・外国人と小学生との交流を行う多文化共生事業等の新規主催事業や地域の特性を生かした体験活動プログラムを通じて、様々な体験学習することができます。
- ・施設全体のことを熟知していることにより、利用者が安全・安心に施設を使用することができます。
- ・職員の対応や設備面についての利用者アンケートを活用することで、利用者の視点に立った施設づくりが期待できます。

② 経費の状況

(単位:千円)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	平均額	差額
25年度～29年度の指定管理料提案額の平均						(A) 65,115	C-A ▲3,622
30年度～34年度債務負担行為額				307,464		(B) 61,493	
30年度～34年度指定管理候補者提案額	60,082	61,094	62,096	62,096	62,096	(C) 61,493	C-B 0
			合計 307,464				

(2) 三重県立熊野少年自然の家

① 県民サービスの向上

- ・災害時に役立つサバイバルクッキングキャンプ等の新規主催事業や地域の豊かな自然を生かした多様な体験プログラムを通じて、様々な体験学習することができます。
- ・施設全体のことを熟知していることにより、利用者が安全・安心に施設を使用することができます。
- ・職員の接遇に対する利用者満足度 100%をめざして質の向上に取り組むことにより、利用者の視点に立った施設運営が期待できます。

② 経費の状況

(単位:千円)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	平均額	差額
25年度～29年度の指定管理料提案額の平均						(A) 41,236	C-A 1,635
30年度～34年度債務負担行為額				214,353		(B) 42,871	
30年度～34年度指定管理候補者提案額	42,267	42,699	43,129	43,129	43,129	(C) 42,871	C-B 0
			合計 214,353				

6 協定書で定める主な項目

県教育委員会と指定管理者との間で、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

基本協定書で定める主な項目は次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

県が推進する、人権尊重社会の実現、あらゆる分野における女性活躍の推進、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理業務を行うよう、指定管理者に求めます。

(2) 情報の公開

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務に係る情報の公開に関する規程を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

(3) 個人情報の保護

管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することなく、個人情報を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

(4) 第三者による管理業務の実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に実施させる場合の責任の所在、費用負担について予め定めます。

(5) 施設利用者の意見等の反映

施設で提供するサービスの向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理運営業務へ反映するよう、指定管理者に求めます。

(6) リスク分担

管理運営業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。設置基準の変更等の法改正等に伴い管理施設の整備が必要となった場合や、地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、教育委員会がリスクを負担するものとし、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合は指定管理者が負担するものとします。

(7) 業務計画書の提出等

指定管理者から毎事業年度に提出される業務計画書については、事業概要、組織体制および人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(8) 業務報告書の提出等

月毎に利用者数、利用料金の実績額、実施事業の状況等をまとめ、また、四半期毎には、利用者の満足度、利用者からの意見や苦情およびその対応等をまとめ、教育委員会に報告するよう、指定管理者に求めます。

なお、教育委員会は、指定管理者に対し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示を行います。

(9) 事業報告書の提出等

指定管理者は、年度毎に管理業務の実施状況および利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標およびその実績、管理業務に関する自己評価等をまとめ、教育委員会に報告するよう、指定管理者に求めます。

(10) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、教育委員会は、隨時、施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示または改善勧告を行うこととします。

7 今後の予定

平成30年1月～3月 基本協定の締結

4月 指定管理者による施設管理の開始

II 所管事項説明

1 校長および教員としての資質の向上に関する指標の策定について

1 概要

教育公務員特例法の一部改正(平成29年4月1日施行)により、教員等の任命権者である教育委員会は、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制整備のため、「校長および教員としての資質の向上に関する指標」を策定することとなりました。策定にあたっては、教育委員会と関係大学等で構成する協議会を組織して協議し、国の指針を参照することとしています。

本県では、「三重県教員育成協議会」(三重大学、皇學館大学、学識経験者、市町教育長会、校長会、教員代表、保護者代表、企業関係者、県教育委員会で構成)を組織し、これまでに2回(8月、10月)協議を行い、中間案を策定しました。

2 指標(中間案)について 別添資料2

教員がライフステージ(成長段階)に応じて修得または実施することが求められる資質能力の指標を示しています。

(1) 教員のライフステージ(成長段階)

指標の横軸には、教員のライフステージ(成長段階)を示しています。

- 「教職着任時」に加え、経験年数に応じて、第1～第4ステージの4つのライフステージ(成長段階)を設定しました。
- 教頭・准校長、校長については、管理職としてのマネジメント力が求められることから、教員とは別の指標としました。
- 指導教諭、主幹教諭については、その職に求められる資質能力を教員の指標の中で追加して示しました。

(2) 教員の資質能力

指標の縦軸には、教員に求められる資質能力を示しています。

- 国の指針や三重県教育ビジョンの記述、三重県総合教育会議や三重県教員育成協議会での意見、本県の特性等をふまえ、教員に求める資質能力を挙げ、「教職を担うにあたり必要とされる素養」と「教職を担うにあたり必要とされる専門性」に分けて示しました。
- 養護教諭、栄養教諭については、それぞれの職に求められる必要な事項(専門領域)について、教員の指標に加える留意事項として作成しました。

(3) 指標の特長

- ・「教職を担うにあたり必要とされる素養」について、項目を立てて詳しく分類し、成長段階に応じた指標を示しました。
- ・校長の他に、准校長、教頭、主幹教諭、指導教諭についても資質能力の指標を明示しました。
- ・社会変化や近年の学校を取り巻く状況の変化の視点を重視し、教員が対応すべき多様な課題とその対応力の目標を「教育課題への対応力」として示しました。
- ・本県の特性やこれまでの協議をふまえ、「グローバル教育・郷土教育」、「防災に関する事項」、「ワーク・ライフ・バランス」等、本県ならではの視点からの項目を盛り込みました。

3 今後の予定

市町教育委員会、関係大学、教員等の意見をふまえ、最終案を策定します。

平成30年2月5日	第3回教員育成協議会	最終案に係る協議
3月14日	教育警察常任委員会	最終案の説明
3月下旬	教育委員会定例会	議決

【参考】

- 公立の小学校等の校長および教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（平成29年3月31日 文部科学省告示第55号）

国は、指針において、校長および教員としての資質の向上に関する指標の策定にあたり、ふまえるべき視点および観点等を以下のとおり示しています。

(1) 教員等としての資質の向上を図るにあたりふまえるべき基本的な視点

①社会変化の視点

(情報通信技術の発展、グローバル化、少子・高齢化の進展等)

②近年の学校を取り巻く状況の変化の視点

(学校を取り巻く多種多様な課題への対応等)

③家庭・地域との連携・協働の視点

(保護者、地域住民との連携等)

④各教員等の成長の視点

(教職生活を通じた継続的な資質の向上の視点等)

⑤学校組織の改善の視点

(多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担等)

(2) 教員等としての資質の向上に関する指標の内容を定める際の観点

教員等が次に掲げる事項を適切に修得または実施するとともに、各事項に係る資質を成長段階ごとに、さらに向上させる観点を持ちつつ、指標の内容を定めることとする。

①教職を担うにあたり必要となる素養に関する事項

(倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲および研究能力を含む。)

②教育課程の編成、教育または保育の方法および技術に関する事項

(各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情報機器および教材の活用に関する事項を含む。)

③学級経営、ガイダンスおよびカウンセリングに関する事項

④幼児、児童および生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導およびキャリア教育等に関する事項

(いじめ等児童生徒の問題行動への対応、不登校児童生徒への支援、情報モラルについての理解に関する事項を含む。)

⑤特別な配慮を必要とする幼児、児童および生徒への指導に関する事項

(障害のある幼児、児童および生徒等への指導に関する事項を含む。)

⑥学校運営に関する事項

(学校安全への対応、家庭や地域社会、関係機関との連携および協働、学校間の連携に関する事項を含む。)

⑦他の教職員との連携および協働のあり方に関する事項

(若手教員の育成に係る連携および協働に関する事項を含む。)

(3) 指標の対象範囲（学校種・職）

①対象となる学校種

公立の小学校、中学校、義務教育学校、県立高等学校、特別支援学校

②対象となる職

校長、准校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭

2 県立高等学校の活性化について (伊賀白鳳高等学校の学科改編による建築系コースの設置)

1 建築・土木に関する専門教育に係るニーズ

伊賀白鳳高校は、地域唯一の専門学科高校として、工業・商業・農業・福祉分野の7学科13コースで専門教育を行い、地域産業の担い手を輩出しています。地域の人材育成の観点から、今後、同校において建築・土木について専門的に学ぶ環境を整えることが必要と考えられます。

(1) 平成28年7月 中学生アンケート・事業所ニーズ調査を実施

○伊賀地域の中学校2年生を対象としたアンケート調査

「高校で学びたい内容」について、調査対象者1,375人のうち120人(8.7%)が建築・土木的回答(複数回答)

○伊賀地域の事業所を対象としたニーズ調査

「将来にわたって必要と思われる専門教育分野」について、調査対象者120事業所のうち20事業所(16.7%)が建築、13事業所(10.8%)が土木的回答(複数回答)

(2) 建築・土木業の高卒求人状況等(三重労働局、ハローワーク伊賀への聞き取り) (平成28年12月、平成29年11月)

- ・伊賀地域の高卒求人は、平成24年度から28年度までの5年平均が8件14人程度で、今後も毎年度15人程度を高卒求人として受け入れるだけの需要がある見込み
- ・建設業は社会インフラを支える重要な産業であり、技術継承の観点から人材育成を図ることが必要

(3) 県建設業協会伊賀支部への聞き取り(平成29年3月)

- ・地域の建設産業界全体として若年労働者が激減し、経験が必要な大工や鉄筋工、住宅設備等の職人は後継者不足の状況

(4) 建築・土木関係への就職と進学の状況(伊賀白鳳高校)

- ・建築・土木業への就職 平成27年度卒:4人
平成28年度卒:1人
平成29年度卒:6人(見込)
- ・建築分野への進学 平成27年度卒:2人
平成28年度卒:5人
平成29年度卒:4人(見込)

(5) 伊賀地域高等学校活性化推進協議会での意見

(平成28年9月、平成29年3月、平成29年9月)

- ・時代のニーズに沿った専門性を育む学科・コースを設置することは大切である
- ・新たな学科・コースの設置については学校の活性化を図るという観点が重要である

2 伊賀白鳳高校の学科改編（案）

（1）学科改編（案）

建築・土木の専門教育に係るニーズをふまえ、平成31年4月に現行の「工芸デザイン科インテリアコース」を「建築デザイン科建築・インテリアコース（仮称）」に改編します。

【現行】		【改編案】	
学科	コース	学科	コース
機械	機械工学	機械	機械工学
電子機械	ロボット	電子機械	ロボット
	電気工学		電気工学
工芸デザイン	インテリア	建築デザイン	建築・インテリア（仮称）
	デザイン (仮称)		デザイン

（工業学科のみ記載、各学科とも募集定員は40人）

（2）考え方

- 上野工業高校住環境工学科を引き継いだ工芸デザイン科では、建築に関する基礎的な学習を行っていることから、これを改編し教育内容を見直すことにより、建築に関する専門教育を実施することとします。
- 建築の学習内容は、建築構造など土木に近い科目もあり、建築系のコースを置くことにより、土木の内容も一部含んだ建設関係について幅広く学習します。
- 四年制大学などへの進学やその後の資格取得については、土木より建築の方が対応しやすいことから、建築を中心とした学習内容とします。

【参考】伊賀白鳳高校の前身校における建築・土木関連学科の設置状況

上野工業高校		伊賀白鳳高校
～H16	H17～H20	H21～
建築科(40人)	住環境工学科 (40人)	工芸デザイン科 (40人)
インテリア科(40人)		
上野農業高校		
～H4	H5～H17	H18～H20
農業土木科(40人)	環境土木科(40人)	景観園芸科(40人)

(3) 教育内容

① 教育課程（案）

	学年	専門教科の開設科目
H31	1 年次	「産業技術基礎」（前期 3 単位）、 「工業技術基礎」（後期 3 単位）
H32	2 年次	「実習」（4 単位）、「製図」（3 単位）、 「建築構造」（2 単位）、「建築計画」（2 単位）、 「インテリア計画」（2 単位）
H33	3 年次	「実習」（3 単位）、「課題研究」（3 単位）、 「建築構造設計」（2 単位）、 「建築施工」（2 単位）、「建築法規」（2 単位）、 「インテリア装備」（2 単位）、 「インテリアエレメント生産」（2 単位）、 「デザイン史」（2 単位）

※改編により履修しなくなる科目：「インテリア基礎」（2 単位）、
「生産技術」（4 単位）、
「ユニバーサルデザイン」（2 単位）

※改編により減単位となる科目：「インテリア装備」（4 単位→2 単位）

② 特色

- ・建築分野の全 5 科目（建築構造、建築計画、建築構造設計、建築施工、建築法規）を設置し、既存のインテリア分野の 3 科目（インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレメント生産）と合わせて学習することで、建築設計や施工からインテリアまでの幅広い知識・技能を身に付けることができます。
- ・建築構造や建築施工などの専門分野の学習を、インテリアコースで培ってきた製品の加工技術やデザインの知識と融合させることにより、機能的な生活空間を創造する建築技術者の育成をめざします。
- ・建築分野の科目「建築施工」や「建築構造設計」では、学習内容に測量や土工事、鉄筋コンクリート工事などが含まれていることから、土木分野の専門教育に係る基礎的な領域にも対応します。
- ・3 年次の科目「実習」および「課題研究」では、希望者は「デュアルシステム」として、1 年間を通して週 1 日、地域の事業所等での現場実習を行い、学校では学ぶことのできない技能・技術を体験し、修得します。

③取得資格

- ・2級建築施工管理技士資格の「指定学科」とすることで、実地試験に必要な実務経験年数が「4年6か月以上」から「3年以上」に短縮されます。学科試験は、受験資格が満17歳以上であることから、高校在学中の取得が可能となります。
- ・2級建築士および木造建築士の受験資格について、指定科目（「建築構造」など20単位以上）を履修することにより、実務経験年数が「7年以上」から「3年以上」に短縮されます。
- ・このほか、引き続き、インテリア設計士2級の取得も可能です。

3 今後の予定

平成30年3月 教育委員会定例会 学科改編を決定

3 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について

1 設置の経緯

高等学校の生徒募集定員については、高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」という。）が平成25年12月に提言（別紙）としてまとめた平成33年度までの方向性をふまえ、年度ごとに公私立高等学校協議会で協議を行い策定しています。

県内の中学校卒業者数が平成29年3月から平成33年3月までの4年間で、約1,800人と大幅に減少することや、公私立高等学校協議会において、提言の方向性について検証が必要であるとの意見が出されたことから、本年9月に部会（学識経験者、県立高等学校長代表、県私学協会代表、公立小中学校長代表、公立学校教員代表、私立学校教員代表、県P.T.A連合会代表、私立学校保護者代表、市町等教育委員会代表、企業関係者）を改めて設置し、これまでの募集定員の策定状況や公私比率等の検証と、平成33年度までの公私比率等のあり方について検討を行っています。

これまで部会を2回開催し、概要は以下のとおりです。

2 開催状況

（1）第1回検討部会（9月4日）

公私比率の推移（県全体・地域別）、中学校卒業者の進学状況等を資料として、部会の提言をふまえた高等学校の募集定数の策定状況等について検証を行いました。主な意見は次のとおりです。

- ・すべての中学生の進路実現が一番の願いである。生徒の進路保障の実現を第一に議論を進めてほしい。
- ・生徒や保護者の普通科志望が高くなっているが、地域人材の育成や豊かな進路選択実現の観点からは、多様な学科やコースの配置が不可欠である。
- ・人口の少ない地域においても、高校があることにより、中学生の進路が保障されることが大切である。
- ・県立高校の定員を削減し、私立高校の定員をある程度保つことは、保護者の視点から見て、経済的に厳しい家庭がある中で学費の高い私立高校の定員の比率が増加すること、専門学科は県立高校にしかなく、比率が下がれば生徒の選択肢の幅が狭まってしまうことなどの問題がある。
- ・魅力化・特色化によって、県立高校が私立高校より選ばれているかは疑問である。仮に、県立高校と私立高校の修学費用の差が少なければ、もっと私立高校が選択されるのではないか。私立高校については、急激な経営方針の転換が難しいということも考慮すべきである。
- ・私立高校は毎月の学費だけでなく、入学時の納入金も県立に比べて高額なため、経済的に厳しい家庭もあるので、合格が決まっていても、県立高校の再

募集を受検するケースが見受けられる。

- ・地域ごとの方向性を提言としてまとめて、その方向性に沿って私立高校が定員を減じなければ意味がないのではないか。

(2) 第2回検討部会（11月7日）

提言で示された公私比率等の方向性の検証と、平成33年3月までの公私比率等のあり方について協議を行いました。主な意見は次のとおりです。

- ・生徒・保護者にとって進学したい高校が身近にあることが大切であり、経済的に厳しい家庭もあるので、子どもたちの立場から三重の教育を保障していく考え方が必要である。
- ・私立高校の定員を減らすことは、経営上の問題が大きい。このことに対して、募集定員の策定で私立高校の比率がもう少し高くなるよう工夫してほしい。
- ・私立高校への補助は、全国と比べると三重県は低いにも関わらず、私立高校はよく努力している。入学者が定員を超過している学校は、魅力ある学校づくりに取り組んだ成果である。この成果を評価して策定に取り組んでほしい。
- ・私立高校が定員を減らさないということではないが、私立高校はそれぞれ一校で経営しているので、維持するためには最低限必要な規模がある。教員も急には減らすことができない。
- ・中学校卒業者の減に対し、県立高校は統廃合や定員を減らすことで対応してきたが、小規模になり過ぎている高校もある。特に、南部地域は、県立高校だけで定員を減らすのは限界がある。
- ・県外の私立高校への進学者が一定いることから、それらの高校の状況を分析するなど、もっと視野を広げて各学校が特色化をどう図っていくかの議論が必要である。
- ・中学校卒業者が大きく減少する中、募集定員の策定について急激に方針を変えることは現場が混乱する。生徒減への対応は、県立高校・私立高校とも自分の負担をしなければ、県民は納得しないのではないか。

※ 協議をふまえ、次の2点については引き続き平成33年度までの方向性としていくことが確認されました。

- ① 募集定員は、公私比率をあらかじめ設定するのではなく、中学校卒業者数の増減に応じて年度ごとに協議を行い策定する。
- ② 県立高校・私立高校は、ともに公教育を担い、双方がそれぞれの役割を果しながら、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えていくことが必要である。

3 今後の進め方

第1回と第2回の部会での意見をふまえ、第3回部会（12月14日）と第4回部会（平成30年2月予定）で、平成33年度までの公私比率等のあり方について協議し、部会として方向性をとりまとめて平成30年3月に公私立高等学校協議会に報告します。

今後の高等学校生徒募集定員における公私比率等について（別紙）

平成25年12月20日
高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会

「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」は、三重県の高等学校生徒募集定員総数が近い将来に大きく減少することが予測される中、高校教育における公立と私立の役割をふまえた中長期的な公立・私立の募集定員比率等のあり方について検討しました。

ここに、その結果を、三重県公私立高等学校協議会（以下、「公私協」といいます。）に提言します。

1 高等学校生徒募集定員の策定

本県の高等学校の生徒募集定員は、公私協の場で、前年度および近年の中学校卒業者の進路状況の検証や、公私立高校の教育上の諸課題についての検討を行いながら、県民からの理解が得られるよう、年度ごとに策定されてきました。

全日制高等学校の生徒募集定員総数は、高校への進学を希望する中学生等の進路を保障するという観点を重んじながら、公立・私立双方が年度ごとにそれぞれの募集定員案を持ち寄って検討を行い、生徒の学校選択の幅がより広くなるよう重なり部分を設けつつ、策定されています。

その結果、平成26年度の生徒募集定員は県立高校が13,065人、私立高校が3,715人で、公私比率は78.0:22.2（重なり0.1%）※となりました。

年度ごとに中学校卒業者数が変動するなか、生徒募集定員は、今後もこれまでと同様に、将来的な公私比率等をあらかじめ設定するのではなく、公私協の場で年度ごとに協議を行い策定することが必要です。

※平成26年度の県内高校への入学見込者数 16,756人

県立高校の募集定員の比率 $13,065\text{人} \div 16,756\text{人} = 77.97\%$

私立高校の募集定員の比率 $3,715\text{人} \div 16,756\text{人} = 22.17\%$

重なりの人数・比率 $(13,065\text{人} + 3,715\text{人}) - 16,756\text{人} = 24\text{人}$
 $24\text{人} \div 16,756\text{人} = 0.14\%$

2 県立高校と私立高校の役割と今後の公私比率等のあり方

県立高校と私立高校は、ともに公教育を担い、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えるため、双方がその役割を果たしています。具体的には、県立高校は県が県内の広域にわたり学校を設置し、教育サービスを保護者負担の面で受けやすくすること等により教育を受ける機会を保障するとともに、普通科のほかに専門学科や総合学科を設置するなど、多様な選択を可能にしています。一方で私立高校は、国・地方公共団体以外の者が設置し、設置者独自の建学の精神に基づき、県立高校にはない特色ある教育活動を開拓したり、併設中学校と中高一貫教育を実施したりするなど、個性豊かな教育活動を開拓しています。

本県の中学校卒業者数は、今後大きく減少することが見込まれており、それに伴い高等学校生徒募集定員も減じていかなければならぬ状況にあります。県立高校については、県立高等学校活性化計画（平成25年3月）をふまえ、学校の統廃合を含めた適正規模・適正配置の推進について、地域の声を聞きながら引き続き検討を進めていくことが

必要です。一方、私立高校については、今後の生徒減少を見越した経営改善に取り組む必要があります。このような状況のなか、県立高校と私立高校は、互いに切磋琢磨し、また協力し、一層の特色化・魅力化を図っていくことが求められます。

のことから、今後の生徒募集定員の公私比率等については、将来的な比率を確定的に定めるものではないものの、中長期的な方向性を明らかにする必要があります。その際、県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業者の増減および進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに方向性を明らかにすることが必要です。

なお、以下に示す今後の公私比率等の中長期的な方向性については、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化の推進が図られているか等の観点から、5年後（平成30年度）を目指して、当部会等の場をあらためて設置し、検証を行います。ただし、状況に応じ、必要があれば、なお早期に実施することとします。

3 県内各地域における公私比率等の中長期的な方向性

（1）桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域

桑名・四日市地域には全日制の県立高校が16校、私立高校が4校あり、鈴鹿・津地域には全日制の県立高校が14校、私立高校が3校あります。人口規模が大きく学校数が多いこれらの地域では、私立高校についても県内の約3分の2にあたる数の学校があり、県立高校にはない特色ある教育活動が展開されていて、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。これらの地域をあわせた公私比率は77.6:22.4（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率と大きく変わりません。近年の入学状況をみると、私立高校で比較的大きな欠員が生じています。

中学校卒業者数はここ数年増減を繰り返しており、募集定員が増加した学校もありましたが、今後は減少傾向にあり、中長期的には募集定員の減少が進むと考えられます。その際、当面は現状の学校数のまま、一部の学校の募集定員が減じられることが考えられます。

こうしたことをふまえ、これらの地域の今後の募集定員については、公私の中長期的な方向性として、県立高校の比率が現在よりもやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることができます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

（2）松阪地域

この地域には全日制の県立高校が6校、私立高校が1校あり、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されています。公私比率は68.2:31.8（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率よりも、公立が低く、私立が高くなっています。近年の入学状況をみると、公私ともに大きな欠員は生じていません。今後の中学校卒業者数は、県内の他の地域と異なり、減少幅が比較的小さいと予測されています。

こうしたことをふまえ、この地域の今後の募集定員については、公私の中長期的な方向性として、現在と大きく変わらないように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることができます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(3) 伊勢地域

この地域には全日制の県立高校が9校、私立高校が2校あり、公私双方により高校教育の多様な選択肢が保障されてきています。公私比率は74.7:25.3（平成26年度募集定員）であり、県全体の比率よりも、公立がやや低く、私立がやや高くなっています。近年の入学状況を見ると、県立高校で多くの欠員が生じています。今後は、中学校卒業者数の大幅な減少が予測されており、中長期的には募集定員の減少が大きく進むと考えられることから、県立高校の適正規模・適正配置の推進について、地域社会活性化の視点も踏まえながら検討が進められています。

こうしたことを踏まえ、この地域の今後の募集定員については、公私の比率において、現在と大きく変わらないように、定員策定がなされる必要があります。その際、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き、中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることができます。こうした中で、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化や学ぶ環境の整備が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります。

(4) 伊賀地域、尾鷲・熊野地域

伊賀地域には全日制の県立高校が6校、私立高校が1校あり、公私比率は87.9:12.1（平成26年度募集定員）です。尾鷲・熊野地域には、県立高校が3校で、私立高校はありません。これらの地域では、県立高校が高校教育の中の大きな部分を担っていることから、1校の中に普通科と専門学科を設置したり、普通科を総合学科に改編したりすること等により、高校教育の多様な選択肢を保障してきました。近年の入学状況をみると、県立高校（伊賀地域、尾鷲・熊野地域）と私立高校（伊賀地域）ともに、欠員が生じています。今後は、中学校卒業者の大幅な減少が予測されており、中長期的には募集定員の減少が進むと考えられることから、伊賀地域と熊野地域では高校の統廃合を含めた適正規模・適正配置の推進について、地域社会活性化の視点もふまえながら検討が進められています。

こうしたことをふまえ、これらの地域の今後の募集定員は、少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、引き続き中学生等の進路を保障するという観点を重視しつつ、策定される必要があります。その際、これらの地域では、公立が高い比率（伊賀地域）またはすべて（尾鷲・熊野地域）を占めている現状があることから、公私比率が現在と大きく変わらないように、定員策定がなされていくと考えられます。こうした中で、主に県立高校が、高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図るとともに、各学校の一層の特色化・魅力化や学ぶ環境の整備を進めていく必要があります。

4 公私双方による高校教育充実のための取組

県立高校と私立高校は、今後とともに、高校教育の多様な選択肢をできる限り維持し、学校の一層の特色化・魅力化をさらに進める必要があります。そのために、募集定員の策定、高校入学者選抜がより適切な制度および運用となるための検討に加え、教育上の諸課題の共有、教育内容の改善等について、引き続き公私協の場で協議を進めが必要です。

<参考1>

平成26年度募集定員（全日制）における各地域別の学校数・募集定員・公私比率など

●桑名・四日市地域

学校数 県立高校 16校：私立高校 4校

募集定員 県立高校 4,600人：私立高校 1,220人=79.0：21.0

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校2人：私立高校3校253人

●鈴鹿・津地域

学校数 県立高校 14校：私立高校 3校

募集定員 県立高校 3,760人：私立高校 1,200人= 75.8：24.2

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校3校11人：私立高校2校64人

●松阪地域

学校数 県立高校 6校：私立高校 1校

募集定員 県立高校 1,200人：私立高校 560人= 68.2：31.8

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校19人

●伊勢地域

学校数 県立高校 9校：私立高校 2校

募集定員 県立高校 1,665人：私立高校 565人= 74.7：25.3

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校5校101人

●伊賀地域

学校数 県立高校 6校：私立高校 1校

募集定員 県立高校 1,240人：私立高校 170人= 87.9：12.1

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校2校29人：私立高校1校78人

●尾鷲・熊野地域

学校数 県立高校 3校：私立高校 0校

募集定員 県立高校 600人：私立高校 0人=100.0：0.0

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校3校49人

●県全体

学校数 県立高校 54校：私立高校 11校

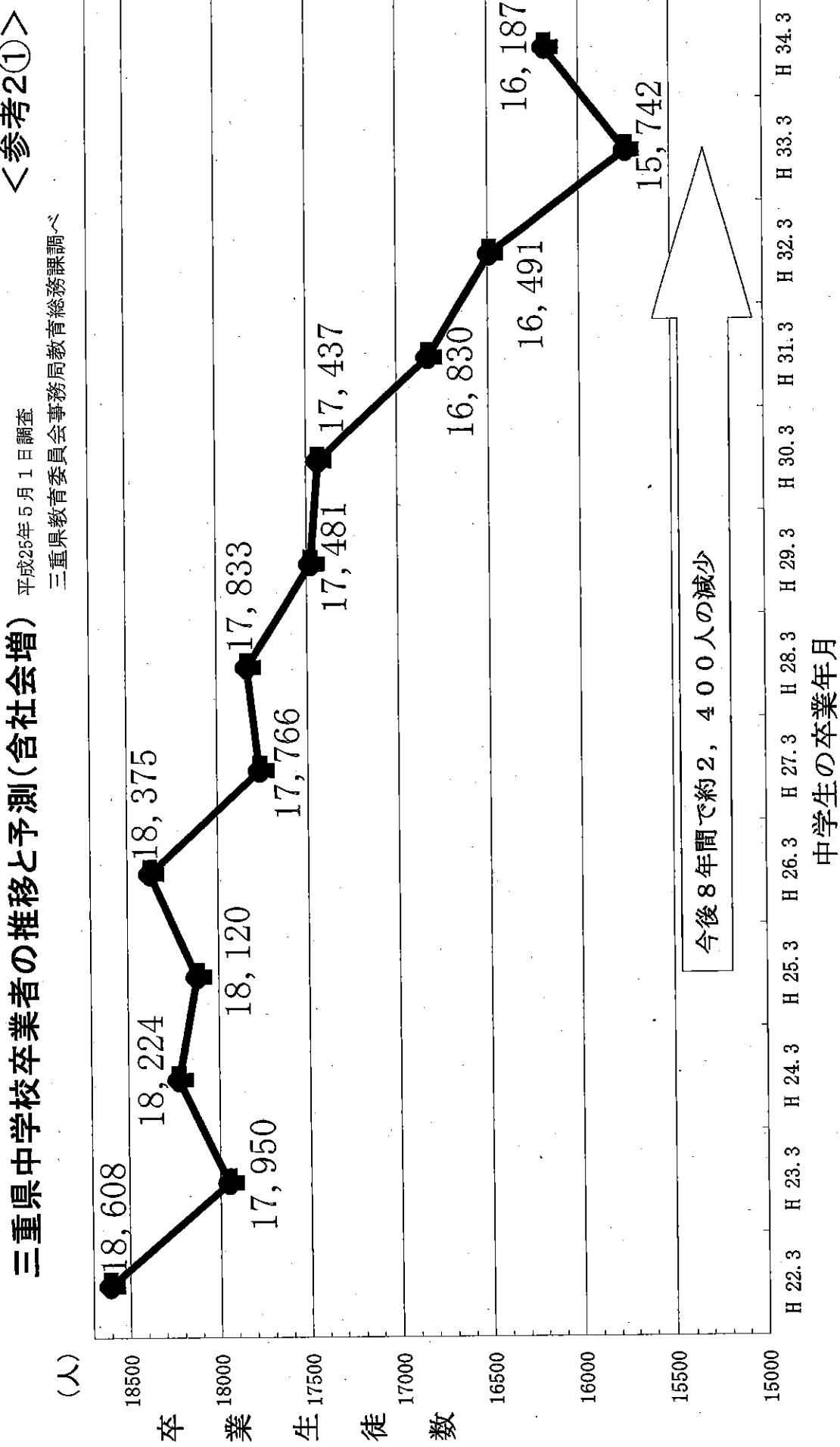
募集定員 県立高校13,065人：私立高校 3,715人= 77.9：22.1（※）

欠員のある高校数と人数（H25選抜） 県立高校17校211人：私立高校6校395人

※ 平成26年度の県内高校への入学見込者数である16,756人に対する公私比率は、
公：私=78.0：22.2（重なり0.1%）となる。

※ 愛農学園農業高校・日生学園第二高校・ウィツツ青山学園高校を含まない。
この3校を含んだ募集定員の公私比率は、公：私=76.8：23.2（H24文科省統計）
となる。

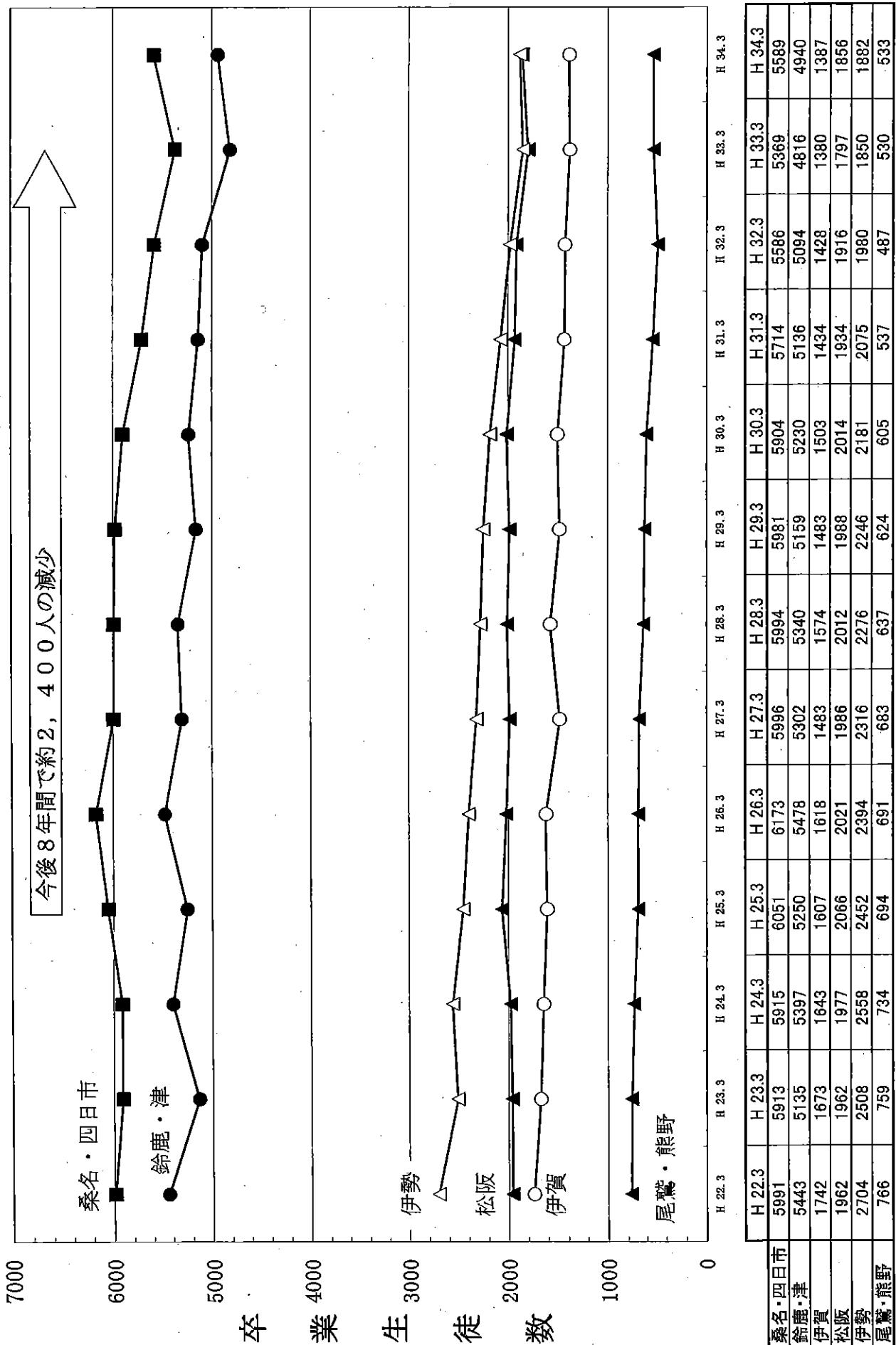
<参考2①>



三重県中学校卒業者の推移と予測(含社会増・地域別)

平成25年5月1日調査

三重県教育委員会事務局教育総務課調べ



4 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科 について

1 概要

三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科では、機械や電気といった工業に関する知識や技術・技能を深化・発展させ、生産現場のリーダーとなる人材を育成することを狙いとしています。

平成 30 年 4 月の開設に向け、専攻科棟の建築工事や実習設備の整備を進めるとともに、より専門性の高い内容を学ぶことができるよう、教育課程の充実や企業での実習、授業への技術者の派遣、大学での講義の受講など、企業や大学との連携を進めています。

2 開設に向けての進捗状況

(1) 施設・設備の整備

○専攻科棟建築工事

工 期：平成 29 年 8 月 2 日から平成 30 年 6 月 27 日

構 造：鉄筋コンクリート造

階 数：2 階建

延床面積：1,160.44m²

○実習設備

平成 28 年度：3D プリンタ、シーケンス制御実習装置

平成 29 年度：3DCAD（予定）

F A (ファクトリーオートメーション) 実習装置（予定）

(2) 教育内容

○機械コース：コンピュータを利用した工作機械の取扱、機械設備の製作など

○電気コース：電気設備や電気回路の設計、プリント基板製作など

総合実習・修了研究において、インターンシップ・デュアルシステムを実施

工業学科以外から入学した生徒も、工業に関する基礎的な科目の履修により高度な知識を習得、放課後や長期休業を利用した個別指導により工業に関する専門的な技能を習得

(3) 協働パートナーズ（仮称）の構築

先進的な知識・技術を学ぶことができるよう、地元企業に対して、教育活動を支援する協働パートナーズ（仮称）を募集

登録企業数：21 社（11月末現在）

支援内容：企業実習、講師派遣、共同研究、材料支援等

(4) 高大連携

県内の大学に対して、大学の講座の受講や教員の派遣などを依頼

鈴鹿大学：大学の講座（英語）の受講

（平成 29 年 10 月 10 日に協定締結）

(5) 入学者選抜

○入学定員

定員：20 人（機械コース、電気コース各 10 人程度）

○特別選抜

県内高等学校の工業に関する学科を平成 30 年 3 月卒業見込みの者を対象に実施

検査日：平成 29 年 9 月 19 日（火）

募集人数：12 人程度

合格者数：4 人（機械コース 3 人、電気コース 1 人）

○一般選抜

すべての高等学校卒業者または平成 30 年 3 月卒業見込みの者を対象に実施

検査日：平成 29 年 11 月 11 日（土）

募集人数：16 人

（入学定員より特別選抜の合格者数を除いた数）

合格者数：2 人（機械コース 2 人）

3 今後の予定

協働パートナーズ（仮称）の協力企業等を引き続き募るとともに、四日市大学をはじめ県内大学との連携を進め、魅力の向上を図ります。

入学者選抜については新たに再募集を実施し、普通科等の工業高等学校以外も含め広く高等学校を訪問するとともに、生徒・保護者を対象にした入試説明会を隨時開催します。

○再募集

出願期間：平成 30 年 2 月 23 日（金）～同年 2 月 28 日（水）

検査日：平成 30 年 3 月 12 日（月）

合格発表：平成 30 年 3 月 19 日（月）

募集人数：14 人（機械コース 5 人程度、電気コース 9 人程度）

5 保護者の転住を伴わない県外生徒の県立高等学校への入学志願制度（案）について

1 三重県立高等学校入学者選抜制度検討会での検討状況

11月6日に開催された第4回検討会で、平成30年度に実施する県立高等学校入学者選抜（平成31年4月入学）における県外からの入学志願制度について、制度の実施を検討する対象となる高等学校（以下「検討対象校」という。）や県外から入学できる生徒の上限等具体的な内容に関する協議を行いました。

検討会では、部活動を通じた活性化の対象とする高等学校について、平成29年度に実施する県立高等学校入学者選抜でスポーツ特別枠選抜を実施する高等学校とすることで意見がまとまりました。このことに加えて、スポーツ特別枠選抜では硬式野球競技を対象としている県立高等学校がないため、全国大会出場などの実績のある高等学校を加えてはどうかとの意見があり、事務局でスポーツ特別枠選抜の実施の条件となる強化指定運動部の指定方法に準じて対象となる高等学校を確認し、制度の対象とすることとされました。

また、県外の生徒は、本制度を実施するすべての県立高等学校に入学志願できる一方、県内の中学生は通学区域が定められていることから、県内の中学生への対応も考える必要がある、本検討会は県外からの入学志願のあり方について議論する場である、などの意見もあり、事務局で検討することとされました。

2 県外からの入学志願制度（案）

検討会での意見をふまえ、県外からの入学志願制度（案）を次のとおり取りまとめました。

1 県外からの入学志願制度の考え方

本県では、地域とともに活性化に取り組んでいる高等学校や、部活動を学校の特色として活性化を図っている高等学校があります。一方で、今後中学校卒業者数の減少がさらにすすむことが見込まれています。

県立高等学校が活性化の取組を進め、県外出身の生徒が魅力を感じて入学することで、県内外の生徒が互いによい影響を受け、成長するなど、県内の生徒にとっても効果があると考えられます。また、学校や学科の維持、学校行事や部活動など多様な学習機会の充実につながることも期待されます。

これらのことから、県外からの入学者数の上限を設け、県内の中学生の進路保障にも配慮し、「小規模高等学校の活性化」、「学科・コースの活性化」、「部活動を通じた活性化」の3つの観点で、保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度を平成30年度に実施する県立高等学校入学者選抜（平成31年4月に高校入学）から設けたいと考えています。

2 県外からの入学志願制度の概要

(1) 検討の対象となる学校（検討対象校）【別紙】

- ア 学校別活性化協議会を設置している1学年3学級以下の学校
- イ 地域に唯一の職業学科または県内唯一の学科・コースのうち定員の確保に課題があり、一層の活性化が望まれる学校
- ウ 平成29年度に実施する入学者選抜でスポーツ特別枠選抜を行う学校および平成29年度を含め過去5年間に全国大会に出場した硬式野球部を有する学校

(2) 県外から入学できる生徒の上限

県内の中学生の進路に配慮し、保護者の転住を伴わず県外から入学できる人数は、県立高等学校全体の欠員の状況、他府県の取組状況をふまえ、各高等学校の入学定員の5%を上限とし、学校ごとに設定します。

(3) 生徒の安全・安心の確保

入学後に生徒の日常生活の見守りができる者（保証人）を確保することを入学の条件とし、学校と保証人が協力して生徒の日常生活の見守りや情報共有を行うなど、生徒の安全・安心を確保します。

(4) 県内中学生への対応

県立高等学校には通学区域を設定しており、県内を3つの学区（北部、中部、南部）に区分しています。入学志願できる高等学校は、保護者が居住する学区または隣接学区にある高等学校としています。専門学科、総合学科、スポーツ特別枠選抜は、特例としてすべての学区から入学志願できることとしています。

今回検討している県外生徒が入学志願できる制度を実施する高等学校については、県内中学生も、県外中学生と同様にすべての学区から入学志願できるものとします。

入学できる人数は、(2)において学校ごとに設定した人数に含むものとします。

3 今後の予定

県外からの入学志願制度（案）については、11月28日から12月27日までパブリックコメントを行っているところであり、制度の対象となる高等学校等については、その意見等を参考に、改めて検討会で協議していくべき決定します。

その後、該当する高等学校において、県外からの入学志願制度を実施するか否かをPTA等の意見を聞いた上で検討し、検討会での協議を経て、平成29年度中に、県外からの入学志願制度（実施する高等学校と学科・コース、部活動、募集人数）を決定します。

制度の案で「検討の対象となる学校」に該当する学校

ア 学校別活性化協議会を設置している1学年3学級以下の学校

白山、あけぼの学園、飯南、昂学園、南伊勢（度会校舎、南勢校舎） 鳥羽、志摩、水産、紀南
--

※ これらの高等学校は、学校ごとに市町関係者、地元産業界、小中学校および高等学校の保護者・教員等で構成する学校別活性化協議会を設置し、活性化プランを策定して、関係者が一体となって活性化に取り組んでいます。

イ 地域に唯一の職業学科または県内唯一の学科・コースのうち定員の確保に課題があり、一層の活性化が望まれる学校

白子	普通科・文化教養〔吹奏楽〕コース
尾鷲	情報ビジネス科、システム工学科

※ 地域：北部〔桑名・四日市〕、中部〔鈴鹿・津〕、伊賀
南勢〔松阪・伊勢〕、東紀州〔尾鷲・熊野〕

※ 職業学科：農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉に関する学科

ウ 平成29年度に実施する入学者選抜でスポーツ特別枠選抜を行う学校および平成29年度を含め過去5年間に全国大会に出場した硬式野球部を有する学校

いなべ総合学園	レスリング(男)、バスケットボール(女)、硬式野球(男)
朝明	自転車(男)、レスリング(男)、ラグビーフットボール(男)
四日市四郷	アーチェリー(男女)
四日市工業	陸上競技(男)、テニス(男)、バスケットボール(男) ハンドボール(男)、ウエイトリフティング(男) ラグビーフットボール(男)
四日市中央工業	サッカー(男)、柔道(男)、水泳(水球)(男) ウエイトリフティング(男)
四日市商業	陸上競技(女)、テニス(女)、空手道(女)、ハンドボール(女) バスケットボール(女)
菰野	硬式野球(男)
白子	卓球(男女)
稻生	水泳(水球)(男)、なぎなた(女)
亀山	ウエイトリフティング(男女)
津商業	ソフトボール(女)、バレー(女)、硬式野球(男)
名張	柔道(男女)、新体操競技(女)
松阪工業	バレー(男)
宇治山田商業	相撲(男)
尾鷲	水泳(男女)

※ スポーツ特別枠選抜

三重県が指定する強化指定運動部がある県立高等学校のうち、希望する高等学校が該当の競技を指定して行う選抜制度（募集人数の上限は各競技5名以内）で、平成27年度入学者選抜から実施しています。

6 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

I 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（概要）について（文部科学省調査）

1 調査の趣旨

本調査は、県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における児童生徒の問題行動等の状況について把握し、生徒指導上の取組のより一層の充実と、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に繋げるため、毎年実施しているものです。

2 調査の概要

(1) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H27
小学校	118	174	268	425	354	▲71
中学校	543	598	525	379	431	52
高等学校	120	128	113	97	87	▲10
計	781	900	906	901	872	▲29

【全国【国公私立】および三重県【公立】の1,000人あたりの暴力行為発生件数】(単位：件)

校種		H27	H28	H28-H27
小学校	三重県【公立】	4.4	3.7	▲0.7
	全国【国公私立】	2.6	3.5	0.9
中学校	三重県【公立】	7.6	8.8	1.2
	全国【国公私立】	9.5	8.8	▲0.7
高等学校	三重県【公立】	2.3	2.1	▲0.2
	全国【国公私立】	1.9	1.8	▲0.1
合計	三重県【公立】	4.8	4.7	▲0.1
	全国【国公私立】	4.2	4.4	0.2

- ・全国の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、小学校では増加、中学校および高等学校では減少しています。
- ・本県の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、全国と比較すると、小学校と高等学校は上回り、中学校は全国と同数となっています。
- ・中学校での暴力行為については、衝動的なものや自分の感情をコントロールすることが難しく暴力行為によよぶケースの増加により、全体の発生件数も増加しています。

(2) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H27
小学校	975	621	536	871	1,766	895
中学校	630	529	310	504	673	169
高等学校	126	54	61	125	158	33
特別支援学校	7	5	3	10	9	▲1
計	1,738	1,209	910	1,510	2,606	1,096

【全国【国公私立】および三重県【公立】の1,000人あたりのいじめの認知件数】

(単位：件)

校種		H27	H28	H28-H27
小学校	三重県【公立】	9.0	18.5	9.5
	全国【国公私立】	23.2	36.6	13.4
中学校	三重県【公立】	10.1	13.8	3.7
	全国【国公私立】	17.1	20.8	3.7
高等学校	三重県【公立】	3.0	3.8	0.8
	全国【国公私立】	3.6	3.7	0.1
特別支援学校	三重県【公立】	6.6	5.8	▲0.8
	全国【国公私立】	9.4	12.4	3.0
合計	三重県【公立】	8.0	13.9	5.9
	全国【国公私立】	16.5	23.9	7.4

【いじめの解消率】

(単位：%)

		H27	H28	H28-H27
いじめ解消率(%)	三重県【公立】	92.8	91.4	▲1.4
	全国【国公私立】	88.7	90.6	1.9

- ・全国の1,000人あたりのいじめの認知件数は、すべての校種において増加しており、本県も全国と同様です。
- ・本県の1,000人あたりのいじめの認知件数は、全国と比較すると、小中学校および特別支援学校で下回り、高等学校は上回っています。
- ・いじめの年度内に解消した割合（解消率）は、全国を上回っています。解消していない事案についても、各学校において、いじめの解消に向けて被害児童生徒への支援を組織的に継続して行っています。
- ・平成28年度調査から、いじめの解消要件については「被害者に対する行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること」（文部科学省平成29年3月改定「いじめの防止等のための基本的な方針」）とされました。

(3) 不登校

【不登校児童生徒数（小中学校）】

(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H27
小学校	391	489	456	443	545	102
中学校	1,356	1,336	1,447	1,478	1,486	8
計	1,747	1,825	1,903	1,921	2,031	110

【不登校生徒数（高等学校）】

(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H27
全日制	417	440	357	371	334	▲37
定時制	363	406	229	213	219	6
計	780	846	586	584	553	▲31

【全国【国公私立】および三重県【公立】の1,000人あたりの不登校児童生徒数】

(単位：人)

校種		H27	H28	H28-H27
小学校	三重県【公立】	4.6	5.7	1.1
	全国【国公私立】	4.2	4.8	0.6
中学校	三重県【公立】	29.7	30.5	0.8
	全国【国公私立】	28.3	30.1	1.8
合計	三重県【公立】	13.1	14.1	1.0
	全国【国公私立】	12.6	13.5	0.9
高等学校	三重県【公立】	14.9	14.2	▲0.7
	全国【国公私立】	14.9	14.7	▲0.2

※ 不登校児童生徒数においては、小中高の合計は全国の調査結果にありません。

- ・全国の1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小中学校において増加、高等学校は減少しており、本県も全国と同様です。
- ・本県の1,000人あたりの不登校児童生徒数は、全国と比較すると、小中学校は上回り、高等学校は下回っています。
- ・小学校については、家庭の生活環境の急激な変化等、家庭に係る状況が主な要因となっています。中学校では入学時の環境の変化による不安や友人関係をめぐる問題により1年生で急増することが主な要因となっています。高等学校については、学業の不振や進路への不安が主な要因となっています。

(4) 中途退学

【中途退学者数】

(単位:人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H27
全日制	390	396	314	285	242	▲43
定時制	165	164	221	208	210	2
通信制	—	91	109	60	72	12
計	555	651	644	553	524	▲29

※H25から通信制が調査対象となりました。

【全国【国公私立】および三重県【公立】の中途退学率】

(単位: %)

	課程		H27	H28	H28-H27
高等学校	全日制	三重県【公立】	0.8	0.7	▲ 0.1
		全国【国公私立】	0.9	0.9	0.0
	定時制	三重県【公立】	10.9	11.4	0.5
		全国【国公私立】	10.0	9.5	▲ 0.5
	通信制	三重県【公立】	2.7	3.2	0.5
		全国【国公私立】	5.5	5.5	0.0
	合計	三重県【公立】	1.3	1.3	0.0
		全国【国公私立】	1.4	1.4	0.0

- ・全国における高等学校の中途退学率を課程別に見ると、全日制と通信制で前年度と同数となっていますが、定時制は前年度を下回っています。
- ・本県の中途退学率は、全国と比較すると、全日制と通信制は下回り、定時制は上回っています。
- ・中途退学の主要な要因は、学校生活・学業不適応や進路変更によるものです。「学校生活・学業不適応」を事由とする中途退学者は、平成27年度と比較すると34人減少しています。(前年度比20.0%減)「進路変更」を事由とする中途退学者は、平成27年度と比較すると61人増加しました。(前年度比40.1%増)

II 平成29年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会および学校の取組状況に係る調査」結果(概要)について(三重県教育委員会調査)

1 調査の趣旨

文部科学省は、大津市での事案をはじめとする全国的ないじめの問題を受け、平成24年9月に、当該年度前半(4月から9月)におけるいじめの認知件数をはじめ、いじめの問題に関する状況を把握するために、全国一斉に緊急調査を実施しました。本県では、平成25年度以降も、同様の調査を継続して実施しています。

2 調査の概要

(1) 本県における4月から9月末までのいじめの認知件数（校種別）

(単位:件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
小学校	467	359	533	1,380	1,137	▲243
中学校	407	240	342	513	445	▲68
高等学校	63	43	45	106	80	▲26
特別支援学校	4	1	2	4	8	4
計	941	643	922	2,003	1,670	▲333

- ・前年度の同時期に比べ、小学校 243 件(17.6%)、中学校 68 件(13.3%)、高等学校 26 件(24.5%)減少し、特別支援学校は 4 件(100%)増加しました。
- ・いじめの認知件数は減少しましたが、今後も、早期発見、早期対応に取り組むため、子どもたちを丁寧に見守り、いじめを積極的に認知していくことが必要です。

(2) 学校の取組状況

- ・平成 28 年度中にいじめに関する校内研修を実施
全校種 100%
- ・平成 28 年度中に情報モラル教育を行った学校
小学校 95.8% 中学校 98.7% 高等学校 100% 特別支援学校 100%
- ・いじめや暴力行為等に関するきまりや、対応の基準を明確にしたものを作成
保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めている学校
小学校 94.7% 中学校 96.8% 高等学校 100% 特別支援学校 100%
- ・児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行った、または、行う予定の学校
小学校 87.7% 中学校 80.5% 高等学校 83.8% 特別支援学校 64.7%

(3) 市町教育委員会の取組状況

- ・いじめの問題に関する教員を対象とした研修を実施
19 市町
- ・いじめの問題に関する、指導の充実のための教師用手引き書等を作成
H28 8 市町 H29 10 市町
- ・いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っている
H28 21 市町 H29 22 市町
- ・今年度、指導上困難な課題を抱える学校があった市町
H28 7 市町 H29 10 市町
- ・すべての市町において学校警察連絡協議会を年に複数回開催

III 今後の対応について

1 暴力行為

暴力行為の未然防止のため、感情をコントロールする力や良好な人間関係を作る力を育成する取組を進めます。また、学校だけでは解決が難しい問題について、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーからなるチームを編成し、配置のスクールカウンセラーや関係機関、家庭と連携し対応します。

2 いじめ

策定中の「三重県いじめ防止条例（仮称）」の趣旨をふまえ、いじめについては、どの子どもも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、各学校に対して、いじめを受けている児童生徒への組織的な支援の継続や、積極的ないじめの認知について指導してまいります。

また、指導上困難な課題を抱える学校に対しては、指導主事の派遣に加え、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣等による重点的な支援を行います。

3 不登校

新たな不登校を生まない取組として、子どもが主体となった授業や行事を実施し、仲間づくり、居場所づくりに取り組みます。さらに、スクールカウンセラーを効果的に活用した教育相談や、スクールソーシャルワーカーを活用して、福祉関係機関や教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援を行います。

7 三重県いじめ防止条例（仮称）について

1 「三重県いじめ防止条例（仮称）」素案に係るパブリックコメント概要

(1) 実施期間 10月11日～11月9日

(2) 意見総数 29人・団体 66件（同内容を除いた場合 48件）

項目	意見数（総数）
全般	8(9)
目的	6(10)
定義	5(5)
基本理念	2(2)
いじめの禁止	5(10)
責務・役割	14(21)
いじめ防止基本方針	1(1)
SNS等のいじめ対策	5(5)
啓発活動	1(2)
重大事態の対処	1(1)
合計	48(66)

(3) 主な意見

(目的)

- 「学校、保護者、県民」と「子ども」を並列にして役割を明らかにするとしているが、子どもの役割を条例で規定することに反対であり、大人がすべき役割を示すのが条例のあるべき姿ではないか。

(定義)

- 学校の定義で幼稚園等、就学前のいじめを想定する必要はないか。同様に、中学卒業後に進路先が異なる者の間でのいじめや、高校を退学した場合を含む学校に籍のない子どもが関わるいじめは、どうなるのか。

(基本理念)

- 条例の基本理念に、いじめ防止対策推進法で示されていないものが多いが、法とリンクさせるため法の理念をふまえつつなどの文言を加えるべきである。

(いじめの禁止)

- いじめにあつたり、いじめを目撃したりした人は一人で悩まないように、「いじめにあつたり、いじめを目撃したら教員や保護者など、大人に相談する」という文言を追加してはどうか。
- 法や条例において、直接子どもに対して何らかの行動を求めるような例はあるのか。青少年健全育成条例等は、あくまで事業者や保護者に対して「してはいけない」「させない」と規定したものであり、子どもの行動を直接規制するものではない。

(学校および学校の教職員の責務)

- いじめをなくすために、ともに解決に向けて行動する力を育成するには、学校に人権文化を構築していくことが大切である。また、いじめの防止について、子どもたちの自主的な取組に対する支援を学校、教職員の責務に加えてはどうか。

(保護者の役割)

- ・保護者が「規範意識を養い、自らを大切に思う気持ちを育む」、「いじめから保護する」という部分は示しておくべきである。

(子どもの役割)

- ・いじめは、当事者である子どもたちが誰かに役割を与えられて解決する問題ではなく、主体的に解決していくものであり、条例では、主体的な活動をどのように大人が支援していくかを示すべきである。
- ・条例によって子どもの役割が定められたり、考えをしばったりしないことが、子どもの主体性を損なわないようにするために必要な視点である。

(SNS等を通じて行われるいじめの対策の推進)

- ・ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に関する記述があるが、いじめの定義で、「インターネットを通じて行われるものも含む」とされていいる点をふまえると、本来は、インターネットでのいじめ全般を扱うべきであり、SNSを特出しする場合は、その趣旨を説明すべきである。

2 条例案の構成と主な項目についての考え方

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）、条例検討委員会およびパブリックコメントの意見等をふまえ、条例案の構成と主な項目について、以下のとおり整理しました。条例（案）の概要は別紙のとおりです。

（1）条例（案）の構成

- ・目的
- ・定義（いじめ、学校、児童生徒、保護者、いじめの防止等、事業者）
- ・基本理念
- ・いじめの禁止
- ・県の責務
- ・学校の設置者の責務
- ・学校および学校の教職員の責務
- ・保護者の責務等
- ・県民および事業者の役割
- ・児童生徒の役割
- ・財政上の措置
- ・いじめ防止基本方針
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめの防止等のための組織の活用
- ・いじめの早期発見のための措置
- ・いじめの防止等のための人材確保と資質向上
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ・啓発活動
- ・学校相互間の連携協力体制の整備
- ・重大事態の対処
- ・知事による対処
- ・学校法人への協力
- ・高等専門学校への協力

(2) 主な項目についての考え方

① 目的と基本理念

- ・基本理念について、法に則した3点の理念に、子どもたちの意見をふまえた本県独自の理念を加え、4点に整理しました。
- ・素案で示した「すべての県民が心豊かに安全・安心で快適に生活できる社会をめざす」という理念は、「児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与する」として、条例の目的に位置づけました。

(基本理念)

- ・児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにする。
- ・すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを傍観することがないようになるため、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。
- ・児童生徒が、一人ひとりの違いを理解し、個性を尊重して、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようにする。
- ・いじめを受けた児童生徒の生命および心身の保護が最も重要であり、行政、学校、地域住民、家庭等の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服する。

② 定義

ア いじめ

- ・法と同様に、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているもの」とします。

イ いじめ(就学前の子ども)

- ・就学前の子どもは、幼稚園教育要領解説で、「友達との関わり合いの中で、様々な葛藤やつまずきを経験し、友達と折り合いを付けながら、善悪の判断をつける」ということが幼児期の発達における大切な学びの機会」とされ、条例検討委員会で、「子どもたちの理解力も個人差が大きいことから、いじめであるかどうかを区別して指導を行うのではなく幼児期の特性に応じた指導が必要であり、いじめの定義に当てはめることは難しい」旨の意見がありました。このようなことから、いじめの定義に当てはめるより、幼児期の発達段階や特性をふまえて、幼稚園等において、他者への思いやりや規範意識が身につくよう、指導が行われるよう取り組んでいきます。

ウ いじめ(学校に在籍しない子ども)

- ・学校に在籍していない子どもについては、「学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすること」等の基本理念のもと、県民や事業者からの情報提供などをふまえ、対応していきます。

③ 学校および学校の教職員の責務

- ・すべての教育活動を通じた道徳教育や体験活動の充実を図り、豊かな情操と道徳心を培い、良好な人間関係を築く素地を養うことや、児童生徒がいじめを行わない、傍観しないよう、いじめの問題を主体的に考え行動することの支援を行うことなどを規定します。

- ・教職員間の情報共有と協力体制を構築し、学校全体でいじめの防止、早期発見と迅速で適切な対処をするものとします。

④ 保護者の責務等

- ・素案では、「保護者の役割」としていましたが、児童生徒がいじめを受けた場合に適切に保護することは保護者の責務であることから、「保護者の責務等」と変更します。
- ・また、「児童生徒がいじめを行わない、傍観しないよう、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導等に努める」旨を加えました。
- ・さらに、「話を聞いてほしい」「様子を見守ってほしい」という子どもたちの意見を反映して、「児童生徒の話を聞くとともに、様子を見守り」と規定します。

⑤ 県民および事業者の役割

- ・地域で児童生徒を見守り、学校や家庭等と連携して安心して健やかに成長できる環境づくりに努めるとともに、いじめを発見した場合や疑いがある思われる場合は、学校などに情報を提供するよう努める旨を規定します。

⑥ 児童生徒の役割

- ・素案では、「子どもの役割」としていましたが、定義の児童生徒の表記に統一し、「児童生徒の役割」としました。
- ・また、「いじめの禁止等」と「子どもの役割」の項目で示していた内容を整理し、「児童生徒は、いじめを認識した場合には、傍観することなく教職員や家族などに相談するよう努める」ことなどを「児童生徒の役割」として示すことにとします。

⑦ いじめの早期発見のための措置

- ・学校等は、いじめを早期に発見し、早期に対応するため、児童生徒への定期的な調査、面談等実施するとともに、児童生徒や保護者が相談ができる体制を整備する旨を規定します。
- ・県は、児童生徒や保護者が安心して通報、相談できる体制を整備することとします。

⑧ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・素案では、SNSを対象に規定していましたが、いじめの定義「インターネットを通じて行われるものも含む」をふまえ、インターネットを通じて行われるいじめの全体的な対策を示したうえで、特に子どもたちの多くが利用しているSNSについて、特性（流通性、匿名性）をふまえる旨を記述することとします。

⑨ 啓発活動

- ・いじめ防止強化月間については、4月は子どもたちの環境が大きく変わる時期であることから新たに設定し、11月はこれまでのいじめ防止月間を継続し、年2回とし、社会総がかりでいじめの問題を克服していきます。

⑩ 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校でなくても必要な対応を迅速、適切に行えるよう、学校相互間の連携協力体制を整備することとします。

⑪ 重大事態の対処

- ・重大事態への対処の具体的な内容は、法で規定されていることから、条例では重ねて規定しませんが、学校の設置者と学校は、法に規定する対処を迅速かつ適切に行う旨を規定します。

⑫ 学校法人および高等専門学校への協力

- ・定義で規定する学校には私立学校も含まれますが、自主性を尊重しつつ、いじめの防止等の対策に係る情報の提供などの協力をを行う旨を規定します。
- ・定義で規定する学校に高等専門学校は含まれませんが、高等学校の生徒と同年齢の生徒が在籍することから、自主性を尊重しつつ、いじめの防止等の対策に係る情報の提供などの協力をを行う旨を規定します。

3 今後の予定

2月定例月会議に条例案を提出します。

(参考：条例案の検討経過（平成29年度）)

6月28日	第1回条例検討委員会
8月3日	高校生意見交流会
8月1日～21日	いじめに関するキッズ・モニターアンケート
9月4日	第2回条例検討委員会
9月1日～30日	いじめに関する児童生徒アンケート
9月1日～10月6日	いじめの問題に対する県内の学校からの意見提案
10月2日	第3回条例検討委員会
10月11日～11月9日	素案の概要についての意見募集 (パブリックコメント)
12月4日	第4回条例検討委員会

「三重県いじめ防止条例（仮称）」案の概要

*下線は素案からの主な修正

1 目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法の趣旨をふまえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務および県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくる。

2 定義

【いじめ】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【学校】

県内に所在する学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校（幼稚部を除く。）。

【児童生徒】

学校に在籍する児童または生徒。

【保護者】

親権を行う者、未成年後見人および児童生徒を現に監護する者。

【いじめの防止等】

いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処。

【事業者】

営利または非営利で事業を行う個人および法人。

3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、次の事項を基本理念として行われなければならない。

- ・ いじめがすべての児童生徒に関する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・ すべての児童生徒がいじめを行わず、および他の児童生徒に対して行われるいじ

めを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響
その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。

- ・児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、個性を尊重して、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになる。
- ・いじめを受けた児童生徒の生命および心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服する。

4 いじめの禁止

- ・児童生徒は、いじめを行ってはならない。

5 責務・役割等

① 県の責務

- ・県は、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携しつつ、本県の実情に応じた施策を総合的に策定し、および実施する。

② 学校の設置者の責務

- ・学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる。

③ 学校および学校の教職員の責務

- ・学校および学校の教職員は、自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深めるとともに、教職員間における情報の共有および協力体制を構築し、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する。

- ・学校および学校の教職員は、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動の充実を図り、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、良好な人間関係を築く素地を養う。

- ・学校および学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関および団体と連携し、児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、主体的に考え方行動することができるよう、支援を行う。

- ・学校および学校の教職員は、在籍する児童生徒およびその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

④ 保護者の責務等

- ・保護者は、その監護する児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育む

とともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

- ・保護者は、その監護する児童生徒の話を聞くとともに、様子を見守り、その監護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切にいじめから当該児童生徒を保護する。
- ・保護者は、国、県、市町、学校の設置者および学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

⑤ 県民および事業者の役割

- ・県民および事業者は、それぞれの地域において児童生徒を見守り、学校、家庭、行政機関その他の関係者と連携し、児童生徒が安心して健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ・県民および事業者は、いじめを発見した場合またはいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校の設置者およびその設置する学校並びにいじめの防止等に関する機関または団体に情報を提供するよう努める。

⑥ 児童生徒の役割

- ・児童生徒は、自らを大切にし、一人ひとりの違いを理解し、個性を尊重して、いじめのない学校生活を送るよう努める。
- ・児童生徒は、いじめを発見した場合またはいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく、学校の教職員、家族またはいじめの防止等に関する相談機関または団体に相談するよう努める。

6 財政上の措置

- ・県は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

7 いじめ防止基本方針

- ・県は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのいじめ防止基本方針を定める。
- ・県は、いじめに関する状況の変化をふまえて、必要があるときは、県いじめ防止基本方針を変更する。
- ・県は、県いじめ防止基本方針を定め、または変更したときは公表する。

8 学校いじめ防止基本方針

- ・学校は、保護者や地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を定める。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果をふまえて、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう努める。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、または変更したときは公表する。

9 いじめの防止等のための組織の活用

- ・県は、三重県いじめ問題対策連絡協議会における関係者の連携による成果、並びに三重県いじめ対策審議会における調査および研究の成果が、学校の設置者およびその設置する学校のいじめの防止等のための対策に活用されるようするため、必要な措置を講ずる。

10 いじめの早期発見のための措置

- ・学校の設置者およびその設置する学校は、いじめを早期に発見し、早期に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒およびその保護者がいじめに係る相談を行うことのできる体制を整備する。
- ・県は、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報および相談ができるよう、相談体制を整備する。

11 いじめの防止等のための人材確保と資質向上

- ・県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保および適切な配置等、必要な措置を講ずる。

12 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・県は、市町、学校およびいじめの防止等に関する機関および団体と連携し、児童生徒および保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、および効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行う。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性をふまえる。
- ・県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視およびインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に對処する体制の整備に努める。
- ・学校の設置者およびその設置する学校は、インターネットの正しく安全な利用方法等、情報化社会において適正な活動を行う上で基になる考え方および態度の育成に必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努める。

13 啓発活動

- ・県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめの相談制度等について広報その他の啓発活動を行う。
- ・いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服

するため、毎年4月および11月をいじめ防止強化月間とする。

14 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・県は、市町、その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導および支援並びにその保護者に対する助言を迅速かつ適切に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備する。

15 重大事態の対処

- ・学校の設置者およびその設置する学校は、重大事態が発生した場合には、法に規定する対処を迅速かつ適切に行う。
- ・県は、児童生徒またはその保護者から相談を受けた場合には、関係機関による対処が迅速かつ適切に実施されるよう、当該関係機関への情報提供等を行う。

16 知事による対処

- ・知事は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行う。

17 学校法人への協力

- ・県は、私立学校の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行う。

18 高等専門学校への協力

- ・県は、高等専門学校の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行う。

8 三重県部活動ガイドライン（中間案）について

1 趣旨

部活動は、子どもたちがスポーツ、文化、芸術などの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育むとともに、自主性、協調性、責任感、連帯感を培い、達成感や充実感をもたらすなど、子どもの心身の成長に大きく資するものであり、学校教育活動の一環として実施しています。

一方で、長時間にわたる練習等により、子どもの体調に支障が生じることや顧問が十分に休養を取れなくなっていること、さらに、顧問教員が未経験の種目等を担当しなければならないことなど、改善すべき課題があります。

このため、学識経験者や市町教育長会代表者等、13名による「三重県部活動ガイドライン策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、県内公立中学校および県立学校での運動部および文化部活動の運営適正化に向けた指針となる、「三重県部活動ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定を進めています。

2 委員会開催状況

（1）平成29年9月8日（金） 第1回委員会

（現状報告） 1 国のガイドライン策定に向けた動き

2 部活動の現状と課題

・活動時間、休養日 等

（意見交換） 学校における部活動の課題について

・子どもの健全な成長、適切な部活動の運営をめざして 等

（2）平成29年11月7日（火） 第2回委員会

（現状報告） 国のガイドライン策定に向けた動き

（協議） 「三重県部活動ガイドライン」（中間案）について

・「現状と課題」および「休養日・活動時間の設定」 等

（主な意見）

- ・土日のいずれか1日を休養日とするよう、文章として示されると、学校現場が混乱するのではないか。
- ・土日のうち1日を休養日とすることを記載していくことは大切である。
- ・しっかりと部活動をしてほしいと望む保護者や子どももいれば、そうでない場合もあるので、両者にとって実効性のあるものとするならば、フレキシブルな対応が可能となる記述が望ましい。
- ・休むべきところはしっかりと休んで、教員が授業改革に取り組む時間を確保し、子どもたちに次世代を生きていく資質を身につけていくという大きな観点からとらえる必要がある。
- ・ガイドラインは指針とはいえ、しっかりとチェックをし、どう浸透させていくのかが重要である。

3 ガイドライン中間案の主な内容

(1) ガイドラインの目的

① 生徒の健やかな成長

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、休養日を設けない等の過度な活動や効果的でない運動は、生徒の心身に大きな負担を与えます。

② 教員の負担軽減

少子化等による教員数の減少を背景に、教員自身が競技経験のない部活動を指導するケースも見られ、それが負担になっている場合があります。

(2) ガイドラインの運用

ガイドラインを基に学校では、「学校部活動運営方針」（活動の目的、設置部の確認、活動時間および日数、運営（指導）上の留意点等）を策定・見直しを行います。そして、各部がガイドラインおよび「学校部活動運営方針」を基に、年間、月間、日々の活動計画を作成します。校長は、各部の計画およびその活動についてチェックし改善を図るものとします。

(3) 休養日・活動時間の設定

休養日や適切な活動時間を設定することにより、生徒、指導者的心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要です。このことは、成長期にある生徒のスポーツ傷害や事故を防ぐためにも重要です。特に中学生の時期は、個人差もありますが、呼吸器や循環器が発達するため、発育・発達過程にある不安定な時期にオーバーワークにならないよう配慮することが大切です。

生徒の健康や安全を最優先し、活動計画を立てることで、活動の見通しをもつことが必要です。

① 休養日の設定

【中学校】1週間のうち、2日は休養日を設定する。（うち1日は土曜日または日曜日とする。）

【高等学校】1週間のうち、1日は休養日を設定する。（土曜日または日曜日の1日とする。）

※ 部の活動状況（大会等）により、休養日が設定できない場合は、必ず違う曜日に休養日（代替日）を設定する。

② 活動時間の設定

【中学校】平日は、2時間以内とする。

【高等学校】平日は、3時間以内とする。

【中・高等学校】週休日および休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、4時間以内とする。

※ やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、活動計画等により、校長の承認を得るようにする。

(4) その他、主な項目

① 事故防止

けがや事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体での共通理解や手立て、救急体制の明確化等の整備が求められます。

② 適切な部活動指導に向けた研修の充実

指導者自身の経験則だけに頼るのではなく、その活動についての専門的な知識や最新の指導方法を身に付けることが大切です。

③ 地域人材の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けては、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることが有効です。

④ 体罰等の行き過ぎた指導の根絶

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他の方法により、生徒に心身の苦痛を与えたり、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたりする言動は決して許されません。生徒の心に響く指導を心がけることが必要です。

4 今後の予定

平成 29 年 12 月中旬	パブリックコメントの実施	
平成 30 年 1 月下旬～	策定委員会	最終案の内容協議
3 月	教育警察常任委員会	最終案の説明
	教育委員会定例会	最終案の説明
	公表（予定）	

※ 国の「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン（仮称）」（平成 30 年 3 月末策定予定）との調整が必要な場合、上記の予定を変更することがあります。

9 三重県総合教育会議の開催状況について

〔平成29年度第5回三重県総合教育会議〕

- 1 開催年月日 平成29年11月6日
- 2 開催場所 津市立みさとの丘学園（義務教育学校）
- 3 出席者 三重県知事、三重県教育委員会（教育長、教育委員4名）
- 4 協議結果（○：教育委員会、●：知事）

（1）いじめの防止について

- このタイミングで条例を作り、いじめに対する県の姿勢を示すことは大変意義がある。目に見える形での啓発活動に取り組むなど、社会全体でいじめ防止の理念を共有することが大切である。
- いじめは学校に通っている児童生徒だけに起こることではない。中学を卒業して働いている若者や大人も含めた社会全体でいじめを防止することが重要である。
- 他県ではSNSを用いたいじめ相談を実施している自治体がある。本県においてもSNSによる相談を検討すべきである。
- いじめを防止するうえで自己肯定感・自尊感情を高めることが大切なので、条例にそのような内容を盛り込めないか。
- カナダでは国を挙げてピンク色のシャツを着ていじめ防止を訴える「ピンクシャツデー」という活動をしているので、県でもこのような目に見える形での啓発活動に取り組みたい。SNSによる相談、啓発は、来年度、国の事業を活用してやれるように努力しているところである。

（2）英語教育について

※ 協議に先立って前期課程（2年生及び6年生）の授業を参観

- みさとの丘学園では、後期課程の英語科教員が前期課程の児童に教えるなど義務教育学校の優位性を生かした指導が実践されているが、義務教育学校以外の学校でどのように取り組むかが課題である。
- 中学校の英語科教員が小学校で実践されている授業内容をよく理解することにより小中学校のスムーズな接続を行うことが重要である。
- 子どもたちが日常的に英語に触れる機会を増やすことが大切である。英語を話せると可能性が広がり世界観が変わることが教えるとよい。
- 現状では中学生の4割が英語に苦手意識を持っている。小学校の英語教育を充実するにあたっては、子どもたちに苦手意識を持たせないように工夫していく必要がある。
- 教員養成段階においてネイティブから教わるという機会が少ない。県の研修や人的配置も充実させる必要がある。
- みさとの丘学園の授業を参観して、楽しいだけでなくクラスマネジメントができていること、多少間違ってもすぐに否定せず受け入れていること、子どもたちが教え合っていることが優れていると感じた。英語教育に不安を感じる小学校教員も多いと思うので、県教育委員会は研修等を通じて、不安を払拭することが大事である。

【参考】平成29年度のこれまでの開催状況

第1回（平成29年4月17日）

- ・平成29年度における総合教育会議の運営方針について
- ・教員の資質向上について

第2回（平成29年6月22日）

- ・教育・人づくり施策の振り返り
- ・豊かな心の育成～命を大切にする教育、道徳教育の視点から～

第3回（平成29年8月24日）

- ・いじめの防止について
- ・地域の教育力の活用について

第4回（平成29年9月13日）

- ・全国学力・学習状況調査結果の分析と今後の取組について

10 審議会等の審議状況について(平成29年9月15日～平成29年11月21日)

1 三重県教員育成協議会

1 審議会等の名称	第2回三重県教員育成協議会
2 開催年月日	平成29年10月16日
3 委員	会長 杉浦 札子 委員 大塚 英郎 他8名 (出席者計10名)
4 諒問事項	校長および教員としての資質の向上に関する指標（中間案）について
5 調査審議結果	<p>「校長および教員としての資質の向上に関する指標（中間案）」について協議を行いました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員のライフステージ（成長段階）の区分は、適切である。 ・管理職（校長、教頭・准校長）の指標が教員の指標と分断されている印象を受けるので、教員が管理職をめざすことを意識した構成にできないか。 ・教員のライフステージの最初の5年間をもう少し細かく分けてもよいのではないか。 ・教員に求める資質能力の項目は大事な内容をすべて網羅しており、十分である。 ・教員に求められる素養の中で、一番大切なのは「教育的愛情」なので、項目の一番上に配置してはどうか。 ・「授業力」については、生徒の学習に対する評価の視点が大切だと考えるが、どのように盛り込むか検討する必要がある。 ・ベテラン教員も若い世代から学ぶことがあるため、資質能力の指標に「共に学ぶ、共に考える」という視点を入れられないか。 ・「郷土教育」や「防災教育」については、地域や家庭と連携するという要素を盛り込む必要がある。 ・管理職の資質能力の中に、カリキュラム・マネジメントや学力の向上、授業力の向上といった視点が必要ではないか。また、教職員のメンタルヘルスへの理解を深める視点も求められる。 ・指標をどのように活用していくのかが課題だと考える。
6 備考	次回開催予定：平成30年2月5日

2 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成 29 年 11 月 15 日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 伊藤 卓哉 他 5 名 (出席者計 7 名)
4 諮問事項	「子どもの学びや活動を支える社会教育の推進」について
5 調査審議結果	<p>平成 29 年度審議テーマ「子どもの学びや活動を支える社会教育の推進」について審議し、学校との連携における公民館の果たす役割について意見をいただきました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動について、学校の教育課程に位置づけることで教職員の理解を深め、実践を通じてその良さを感じてもらうことが大切である。 ・公民館を活用し、地域学校協働活動を推進するためには、学校評議員や学校運営協議会の委員に公民館職員を入れることが有効である。 ・子どもの主体性を尊重することが成長につながるため、体験活動に関する公民館講座を実施する際には、活動の狙いをはっきりさせた上で、主体性を発揮して活動できるような環境を整えることが大切である。 ・家庭で教えることが少なくなった書道や宿題を教える講座などを公民館が行うと保護者に感謝される。 ・情操教育として、植物や生き物の観察などの講座や、子育てに不安を持つ親のための講座があれば役に立つのではないか。 ・地域に応じたさまざまな特色のある公民館をそれぞれがめざすとともに、広域的に連携することで人材や講座を互いに活用できる仕組みがあるとよい。
備考	次回開催予定：平成 30 年 2 月頃

3 三重県教育委員会指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	第3回三重県教育委員会指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成29年10月3日
3 委員	委員長 時安 和行 委員 山下 謙一郎 他4名 (出席者計6名)
4 諮問事項	ヒアリング審査
5 調査審議結果	三重県立熊野少年自然の家の指定管理者として申請のあった有限会社熊野市観光公社、三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者として申請のあった公益財団法人三重県体育協会のそれぞれに対し、ヒアリング審査を行いました。
6 備考	

1 審議会等の名称	第4回三重県教育委員会指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成29年10月17日
3 委員	委員長 時安 和行 委員 山下 謙一郎 他3名 (出席者計5名)
4 諮問事項	最終審査
5 調査審議結果	<p>三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理候補者について最終審査を行い、全員一致で公益財団法人三重県体育協会が指定管理候補者として選定されました。</p> <p>三重県立熊野少年自然の家の指定管理候補者について最終審査を行い、全員一致で有限会社熊野市観光公社が指定管理候補者として選定されました。</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿青少年センターについては、近隣施設および団体と連携した取組が期待できる。 ・熊野少年自然の家については、地域の特性を生かした多様な主催事業等の実施が期待できる。 ・両施設とも、今後、県立青少年教育施設として青少年の健全育成を図るため、多様な主体と連携していく必要がある。
6 備考	